

要介護高齢者などが使用される 紙おむつ購入費を助成しています

介護保険制度が施行されてから、介護保険利用者で在宅介護を受けておられる方のうち、多くの方が紙おむつを常時使用されています。在宅の要介護高齢者等に対して、紙おむつ購入による経済的負担を軽減し、在宅福祉の増進を図ることを目的に、紙おむつ購入費の一部を助成しています。

助成対象者

町内に住所を有し、日常生活において自立した排泄が困難なため、常時紙おむつを必要としている在宅者で、次のいずれかに該当する方

- (1) 要介護高齢者
要支援または要介護と認定された方
 - (2) 身体障害者手帳1級または2級、療育手帳A（A1またはA2）、精神障害者手帳1級、重度障害者
それぞれ3歳以上の重度障害児者等
 - (3) 診療情報提供書等により泌尿器疾患が認められる方
- ※ 市町村民税非課税世帯が対象となります。

助成金額

- ・要介護4・5と認定された高齢者
1か月につき 上限 5,000円
 - ・要支援1・2または要介護1～3と認定された高齢者
・身体障害者手帳1級または2級
・療育手帳A（A1またはA2）
・精神障害者手帳1級
・診療情報提供書等により泌尿疾患が認められる方
1か月につき 上限 3,000円
- ※ 月々の紙おむつ購入金額が上記の限度額に満たない場合は、それぞれ領収書の金額をもって助成します。

ただし、負担能力のある親族等に扶養されている場合は対象外となります。

手続き

- ① 助成を希望される対象者は、「在宅要介護高齢者等紙おむつ購入費助成金受給資格申請書（現況届）」を提出していただきます。※要介護高齢者は、申請書欄にケアマネジャーの意見が必要です。3歳以上の重度障害児者等は、別途医学意見書の提出が必要です。
- ② 申請書をもとに審査を行い受給資格者を決定し、福祉課より受給資格の決定・却下の通知を行います。なお、途中で要支援・要介護度が変わり助成金額が変更した場合や障害手帳の内容が変更した場合等は、速やかに「在宅要介護高齢者等紙おむつ購入費助成金受給資格変更申請書」を提出してください。
- ③ 受給資格を有する対象者は、「在宅要介護高齢者等紙おむつ購入費助成金交付申請書」に紙おむつ購入費用を証する月々の領収書またはレシートを添えて提出してください。助成金の申請用紙は、随時役場からお送りします。領収書については、「紙おむつ代」と明記され、金額が明らかなものを大切に保管しておいてください（商品A、商品名なし、などは不可）。ただし、医療機関に入院・介護保険施設や障がい者支援施設等に入所されている期間で購入されたものは対象外となります。特定施設入居者生活介護等も対象外です。
※ 交付申請は、年3回に分けて申請していただきます。申請月は、8月（4月～7月購入分）・12月（8月～11月購入分）・3月（12月～3月購入分）とし、まとめて申請してください。

現況届

昨年度から引き続き助成を希望される方は、年に一度、現況届を提出していただく必要があります。現在受給されている方には毎年6月頃にご案内します。

申し込み・お問い合わせ先

〒520-2592 滋賀県蒲生郡竜王町大字小口3番地 福祉課（TEL：0748-58-3705）または
自立支援課（TEL：0748-58-5323）、担当のケアマネジャー等にご相談ください。